

〇〇〇区自主防災組織防災計画(例)

第1 目的

この計画は、〇〇〇区自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的・物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

第2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

1 平常時の活動

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 防災資機材の備蓄、整備、点検に関すること。

2 災害時の活動

- (1) 災害情報の収集、伝達に関すること。
- (2) 責任者等による避難誘導、町などの防災関係機関との情報交換に関すること。
- (3) 出火防止、初期消火に関すること。
- (4) 救出、救護活動に関すること。
- (5) 給食、給水、救援物資配布及びその協力に関すること。

第3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

【組織図・役割分担】

組織図等

第4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

1 普及・啓発事項

- (1) 防災組織及び防災計画に関すること。
- (2) 地震、火災、水害等についての知識に関すること。
- (3) 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- (4) 地震発災後 72 時間における活動の重要性に関すること。
- (5) 食料等を 3 日分確保することの重要性に関すること。
- (6) その他防災に関すること。

2 普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙、パンフレット、ポスター等の配布
- (2) 座談会、講演会、映画会等の開催
- (3) パネル等の展示

3 実施時期

防災の日、火災予防運動期間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

第5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

1 把握事項

把握事項は次の通りとする。

- (1) 危険地域、区域等
- (2) 地域の防災施設、設備
- (3) 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- (4) 大規模災害時の消防活動

2 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 座談会、講演会、研修会等の開催
- (3) 災害記録の編纂

第6 防災訓練

大地震等の災害に備えて情報伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に実施できるように、次の防災訓練を実施する。

1 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント訓練及び図上訓練とする。

2 個別訓練の種類

- (1) 情報の収集伝達訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出救護訓練
- (5) 給食給水訓練

3 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

4 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

5 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

6 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

7 訓練の時期及び回数

訓練は、随時実施する。

第7 情報の収集及び伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

1 情報の収集及び伝達

地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

2 情報の収集及び伝達の方法

情報の収集及び伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

第8 避難誘導

災害の拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、または生ずるおそれがあるときは、次により避難を行う。

1 避難誘導の指示

会長は、ただちに班長に対し避難誘導の指示を行う。

2 避難誘導

班長は、会長の避難誘導の指示に基づき、住民を近くの安全な場所に誘導する。

3 避難場所

- (1) 自宅近くの安全な場所
- (2) 一時避難場所 ○○○広場
- (3) 町指定避難場所 ○○○公園

4 災害時要援護者の緊急避難

高齢者、障害者、子ども等災害時要援護者は、平常時から把握しておき、災害時には、いち早く安全な場所に避難させる。

5 避難にあたっては、非常持出品、生活必需品、食糧及び飲料水を持って避難させる。

第9 出火防止及び初期消火

1 出火防止

大地震発生時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- (1) 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- (2) 可燃性危険物品等の保管状況
- (3) 消火器等消火資機材の整備状況
- (4) その他建物等の危険箇所の状況

2 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火資機材を配備する。

- (1) 消火器、水バケツ等の各家庭への配備
- (2) 地震等が発生した際、区民相互に協力して、出火防止の呼びかけ、初期消火の応急措置に努める。

第10 救出救護

1 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救助を要する者が生じたときは、ただちに救出救助活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

2 医療機関等への搬送

負傷者が医師の手当てを要すると認めるときは、医療機関または防災関係機関が設置する応急救護所に搬送する。

3 防災関係機関の出動要請

防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

第11 給食及び給水

避難場所等における給食及び給水は、次により行う。

1 給食の実施

町から配布された食料、地域内の家庭等から提供を受けた食料または炊き出し等により給食活動を行う。

2 給水の実施

町から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

第12 災害時要援護者対策

1 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難に時間を要する災害時要援護者の避難状況を把握するため災害時要援護者台帳等を作成し、行政、民生委員等と連絡を取りあって定期的に更新する。

2 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動について予め検討し訓練に反映させる。

第13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

第14 防災資機材等

防災資機材等の管理に関しては、次により行う。

1 定期点検

毎年〇月第1〇曜日を全資機材の点検日とする。